

# 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所

電話

氏名

印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日  
平成 年 月 日

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修(租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。)の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること	
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
	(ロ) 補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	補助金等の額
		円
	(ハ) (イ) から (ロ) を差し引いた金額	円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
(ホ) (ハ) 又は (ニ) のうちいずれか少ない金額	円	

# 住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったことについて証明します。

第 号

証明年月日 平成 年 月 日

証明を行った地方公共団体の長 足立区長 近藤 弥生 印

## 備考

1 (2)(イ)の欄は、共有住宅及びマンションについては、住宅耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。

(2)(ロ)「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を で囲むものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

(2)(ニ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和26年政令第43号)第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、住宅耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額)を記載すること。